

# 第5次長野県水環境保全総合計画の取組状況及び今後の方向性

資料3-3

		主な取組	現状(主な成果)	課題・情勢	今後の方向性
第1章 水資源の保全と適正な利活用	第1節 存地量下の水把賦	1 地下水賦存量の把握 ■地下水水位の変動状況・地下水賦存量の把握 県内の各地域で地下水の賦存量に差がある中、適切な対策を行うための調査を実施	○地下水水位の変動状況・地下水賦存量の把握 ■水資源事態調査の実施 調査により水収支の解析、課題の整理等を実施(平成25・26年度)	■一部市町村では、地下水水位調査を実施しているほか、地下水保全のための取組が進められている	■地下水水位調査を実施している市町村と連携して、地下水水位の変動状況や地下水の利用状況等の実態を把握していく
	第2節 河川の維持流量の確保	1 河川の維持流量の確保 ■許可水利権等の取水量の把握 ①慣行水利権については災害復旧や取水施設の改築等の機会に許可水利権への移行を指導 ②発電ガイドライン該当発電所については、許可権者である河川管理者により、河川維持流量の放流を指導	○許可水利権の取水量の把握 ■災害復旧や取水施設の改築等の機会の指導により、慣行水利権から許可水利権へ移行している事例あり	■許可水利権への移行は進展していない 慣行水利権者が水収支計算等の複雑な書類を作成し、時間をかけて許可申請を行っても利点が乏しいため、許可水利権への移行は進んでいないのが現状	■許可水利権 更新時に適正な取水量であるか確認を行う ■慣行水利権 許可水利権への切り替えを指導し、取水量の把握に努める ■発電取水 流水の正常な機能が維持される流量の放流が行われるよう、関係機関に引き続き要請
	第3節	1 森林 ■間伐を中心とした森林整備、上下流一体となった取組、水源涵養保安林の指定 ①森林の持つ公益的機能を発揮させるため、間伐が必要な森林において、間伐を推進するとともに、特に重要な森林を保安林に指定し適正に管理 ②集落周辺の里山は、長野県森林づくり県民税を活用し間伐を支援し、河川の下流域となる中京圏域と協力した森林整備を推進	○間伐を中心とした森林整備、上下流一体となった取組、水源涵養保安林の指定 ■平成25～27年度までの間伐実績 53,466ha ・うち森林税を活用した間伐実績 7,248ha ■平成25～28年度に指定した水源かん養保安林 64箇所 ・指定される水源かん養保安林の割合 約20%/年 ■河川の下流域連携により2,578.81haの森林整備を実施	■「長野県森林づくりアクションプラン」で計画した間伐面積を下回っている 現在、「長野県森林づくりアクションプラン」の見直しを図っている	■森林の適正な管理 引き続き、森林の持つ公益的機能の発揮を發揮させるため、間伐が必要な森林においては間伐を推進し、特に重要な森林を保安林に指定し、適正に管理
	2 農村部	○中山間地域直接支払事業等による耕作放棄地の発生防止、遊休農地の利用促進 ■中山間地域直接支払事業等による耕作放棄地の発生防止、遊休農地の利用促進 ①中山間地域直接支払事業の取組の推進 ・市町村担当者への取組集落の掘り起こし依頼(6～2月) ・取組可能集落への個別説明の実施(随時) ②遊休農地の利用を希望する広域展開する農業法人や一般企業の農業参入など新たな受けての確保を推進し、生産・販売計画と一体的な再生・活用を促進 ・遊休農地解消月間の設定(9月) ・遊休農地活用功績者表彰を実施(2月) ・遊休農地活用シンポジウムを開催(2月) ・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業による再生活動の実施 ・企業の農業参入セミナーの開催(8月) ・企業参入相談(随時) ③荒廃農地の発生を防止し、水田機能の活用を図るため、農業用水路やため池などの整備を計画的に進め、将来にわたる維持管理体制を構築 ④更新時期を迎えた基幹的な農業水利施設の補修・更新を計画的に進め、農産物の安定生産を図るとともに、多面的機能を有する農地を保全	○中山間地域直接支払事業の取組の拡大 平成27年度 平成28年度(見込み) ・協定数 1,062協定 1,074協定 ・取組面積 9,222ha 9,301ha ■耕作放棄地面積 5年間370haの減 平成22年度 17,146ha → 平成27年度 16,776ha (農林業センサス) ■農業用水路及びため池の改修整備状況 整備された農地面積 15,048ha (平成25年度～27年度累計) ・農業用水路改修による整備面積 14,920ha ・ため池改修による整備面積 128ha ■農村の多面的機能を維持發揮するための活動面積 多面的機能支払事業の活動面積 32,103ha(平成27年度)	■取組継続への不安 取組地区における農業者の高齢化や担い手不足により、取組継続に対する不安 ■耕作放棄地面積は減少に転じた(全国的には増加傾向) ・遊休農地の再生・活用の取組が定着してきており、再生・活用面積は順調に推移 ・再生活動に係る国庫補助事業の予算が減少しており、再生機運の低下が危惧される ■農業用水路やため池の整備を計画的に推進 農業用水路やため池の整備を計画的に進め、用水の安定供給を図り、荒廃農地の発生を防止するとともに、維持管理体制の構築を図っている ■取組状況は水田地帯に比べて、畑地帯は遅れている ・農地や農業用水路等の保全活動への地域住民参加が広がり、良好に保全されている農地面積は拡大 ・水田地帯に比べて、畑地帯は取組が遅れている	■地下水涵養に関し現行計画を推進 ■整備計画を進め、維持管理体制を強化 引き続き、農業用水路やため池の計画的な更新整備を進め、用水の安定供給と維持管理体制の強化により、荒廃農地の発生を防止 ■巡回相談や研修会の開催を通じて事業制度の更なる周知を図り、取組を推進 ・取組の遅れている畑地帯の原因を分析 ・推進組織である「長野県農業農村多面的機能發揮促進協議会」とともに巡回相談や研修会の開催を通じて事業制度の更なる周知を図り、取組を推進

		主な取組	現状(主な成果)	課題・情勢	今後の方向性
第1章 水資源の保全と適正な利活用	地下水の涵養	⑤農業用水路やため池を適切に維持管理するため、施設管理者や農業者、地域住民が一体となった保安全管理活動を支援し、将来にわたる維持管理体制の構築に努める	■農業用水路及びため池の改修整備状況 整備された農地面積 15,048ha (平成25年度～27年度累計) ・農業用水路改修による整備面積 14,920ha ・ため池改修による整備面積 128ha (再掲)	■農業用水路やため池の整備を計画的に推進 農業用水路やため池の整備を計画的に進め、用水の安定供給を図り、荒廃農地の発生を防止するとともに、維持管理体制の構築を図っている(再掲)	■整備計画を進め、維持管理体制を強化 引き続き、農業用水路やため池の計画的な更新整備を進め、用水の安定供給と維持管理体制の強化により、荒廃農地の発生を防止(再掲)
		3 都市部	○雨水貯留施設等地下浸透設備の普及推進、多自然川づくりの推進		
		<b>■雨水貯留施設等地下浸透設備の普及推進</b> ・土地区画整理事業や都市計画法の開発行為許可にあつては、1ha以上の開発については「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」(平成27年9月1日適用)に従い、防災調整池等の流出抑制措置を講ずるよう指導 ・1ha未満の開発にあつては、都市計画法の基準に従い、放流先の状況等により防災調整池等の流出抑制措置を講ずるよう指導  <b>■貯留浸透機能を考慮したまちづくりの推進</b> <b>①「塚間川流域浸水被害対策プラン」を策定(平成27年2月3日)</b> ・平成25年8月豪雨により浸水被害が発生した岡谷市街地において、関係分野の行政機関及び住民が役割分担し、浸水被害の軽減を図ることを目的とした100mm/h安心プランを策定  <b>②浅川内水対策に係る効果促進事業の実施(平成26年度～)</b> 浅川内水対策の効果を促進するため、雨水貯留施設5箇所等の計画を事業化  <b>■モニタリング調査等の実施</b> 河床掘削に伴う地下水位の変化やそれに伴う地盤沈下が懸念される地域において、止水矢板やモニタリング調査を実施  <b>■地下水を利用する「無散水消雪施設」</b> ・施設の長寿命化計画を策定し計画的な更新を図る ・更新時は、地下水還元機能を保持し、地下水の保全に努める  <b>■団地整備の際、浸透性舗装や浸透ますによる敷地内処理を実施</b> 雨水の地下浸透が可能な地域での団地整備の際、道路・通路は浸透性舗装、建物の雨水は浸透ますにより敷地内処理とする	<b>■都市計画法の開発行為許可において、各基準による防災調整池等の流出抑制措置等を指導</b>  <b>■「塚間川流域浸水被害対策プラン」で位置付けられた下記の対策を実施</b> ・今井西調節池の設置 ・民間に関わる雨水流出抑制施設の設置誘導(民間指導:約130件) ・民間の雨水貯留施設に係る助成制度の利用促進(2箇所)  <b>■奈良井川、田川、女鳥羽川等において、地下水に配慮した河川工事を実施</b>  <b>■県管理道路では地下水還元方式の「無散水消雪施設」の更新を実施</b>  <b>■団地内の雨水排水を敷地内地下浸透処理を実施</b> 平成25年以降に着工した県営住宅2団地	<b>■都市計画法の開発行為許可において、総合的な流出抑制対策を実施</b> 放流を原則としつつ、放流先の状況等を勘案し、地下浸透処理も雨水処理の選択肢のひとつとして、適切な降雨強度の選択や防災調整池等を設置  <b>■特になし</b>  <b>■特になし</b>  <b>■新たな井戸設置時は地下水保全に配慮する必要</b> 施設の老朽化に伴い、新たな井戸設置時は、地下水利用に当たっては、井戸枯れや地盤沈下等が考えられることから、地下水の保全に配慮する必要  <b>■建替団地の計画時には雨水の地下浸透の検討を行い、原則として採用</b>	<b>■都市計画法の開発行為許可において、各基準による防災調整池等の流出抑制措置等を引き続き指導</b>  <b>■引き続き、貯留浸透機能を考慮したまちづくりの推進に努める</b>  <b>■引き続き、地下水への影響に配慮した河川工事の施工に努める</b>  <b>■施設更新時は地下水保全に努める</b> ・引き続き、計画的な更新を図る ・更新時は、地下水還元機能を保持し地下水の保全に努める  <b>■新たな団地の着手時には敷地内における地下浸透処理を採用</b> 地下水位が高いなど地下浸透に支障がある場合を除く
第4節	水源地域の保全	1 水源地域における土地取引の把握	○保全が必要な水源地域における土地取引の事前把握、土地取引後の利用指導		
		<b>■「長野県豊かな水環境の保全に関する条例」を制定(平成25年3月25日策定)</b> ・水資源を保全する必要があると指定した地域(水資源保全地域)における土地取引等の事前届出制を実施 ・必要に応じ水資源の保全が懸念されるような行為を行わないよう助言を行う	<b>■市町村長の申出により水資源保全地域として指定</b> 平成28年度 5市町村13地区16水源	<b>■水資源保全地域の指定について、地権者の把握及び同意等が困難なため進んでいない</b> 指定率 平成28年度 15.0% <b>■外国資本による土地取引に関し、地下水への影響が懸念されるような問題は現在のところ起きていない</b> 指定地域の事前届出件数 0件	<b>■水資源保全地域の指定に関する推進の見直し</b> 指定の必要がある地域を精査の上、指定の推進を図る
		2 水源地域の公的関与	○水源地域内の民有地の保安林指定、協定締結等の公的関与の推進		
		<b>■重要な水源林の公有化</b> ・市町村の意向を確認し、保安林指定、公有林化、その他条例等による公的管理について支援と指導を実施 ・市町村による水源林の取得を支援する「水源林公有林化支援事業」を創設	<b>■平成28年度末現在18箇所で公的管理に移行</b> ・保安林指定 2箇所 ・公有林化 4箇所 ・その他条例等 12箇所	<b>■公的管理の対象とする水源地域の確定、所有者の把握や意向確認等に時間と手間を要するため、進捗が低い</b> <b>■外国資本による森林買収に関し、地下水への影響が懸念されるような問題は現在のところ起きていない</b>	<b>■地域の状況に応じた水源保全の指導と支援を実施</b> 多くの水源で公的管理を行うには市町村の負担が大きいため、公的管理以外の手法も含め、地域の状況に応じた水源保全の指導と支援を実施 <b>■水源林に関する売買情報等の共有を図る</b>

		主な取組	現状(主な成果)	課題・情勢	今後の方向性
第1章 水資源の保全と適正な利活用	第5節 地下水 利用	1 地下水利用のルールづくり ■水資源保全対策地域連絡会議の開催 地下水の適正な利用が図られるよう、地域振興局単位で連絡会議を開催し、市町村の取組を支援	○地下水の適正な利用が図られるよう市町村の支援、地域連絡会議の開催 ■地域連絡会議を開催し、市町村が策定する地下水に関するルールづくりの取組を支援 ・地下水資源の保全に関する条例等の制定状況 平成24年度 46市町村 → 平成28年度 54市町村 (H28.4.1)	■地下水への影響が懸念される状況に対する対応について、地域ごとに差がある	■地域連絡会議を開催し市町村を支援 連絡会議を必要に応じて開催し、地下水の適正な利活用が図られるよう、市町村の取組を支援
	第6節	1 地下水の利活用 ■水環境との調和を図りつつ、地域ごとの特性・地域資源を活かした企業誘致 ・ガイドブックやホームページで工業団地毎の地下水量について情報提供 ・団地以外の区域についても、市町村と連携して地下水量の情報を事業者へ提供	○水環境との調和を図りつつ、地域ごとの特性・地域資源を活かした企業誘致 ■地下水を利用する食品製造業を中心とした事業者への訴求力が向上	■用地の不足 飲料業を中心として地下水を求め立地場所を探索する企業が増加しているが、すべてに応じる分の用地がない ■新たな立地が困難 地下水が豊富な地域であっても、周辺農地や既存企業の事業活動への影響などから、新たな立地が困難な場合も多い	■企業誘致の推進 引き続き水資源に関し積極的な情報提供を行い企業誘致を推進 ■市町村と連携した企業立地の誘導 企業誘致に向けた課題を市町村と共有しながら、水環境の保全を第一とした上での企業立地を誘導
		2 自然エネルギーの普及促進 ■周辺環境に配慮しつつ小水力発電や地下熱(地中熱)利用の普及推進 ①部局連携による小水力発電キャラバン隊により、小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援を実施 ②小水力発電事業に対する支援を実施 ③地中熱利用事業に係る設備導入を支援	○周辺環境に配慮しつつ小水力発電や地下熱(地中熱)利用の普及推進 ■小水力発電キャラバン隊に係る支援実績 (平成25年度～28年度累計) ・地区別出張相談相談件数 62件 ・適地選定講習会参加者数 34団体 ■小水力発電事業に対する支援実績 ・地域主導型自然エネルギー創出支援事業 5件 (平成25年度) ・自然エネルギー地域発電推進事業 15件 (平成26年度～28年度) ■自然エネルギー(地中熱)利用に係る支援実績 ・長野県グリーンニューディール基金事業 5件 (平成24年度～28年度累計) ・地域主導型自然エネルギー創出支援事業 3件 (平成25年度～28年度累計)	■事業者から水利権や許認可手続きが困難である点があげられており、継続して支援が必要 ■詳細調査の結果や既存水利権への配慮による事業規模の縮小及び土砂災害対策等による費用の増大等による採算性の低下 ■複雑な許認可手続や水利権交渉等による事業の長期化 ■コスト高、認知度低い ・初期コストが高いことにより一般家庭に普及しない ・地中熱に対する認知度が低い	■小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援を継続実施 ■小水力発電の事業化に係る支援を収益納付型補助金により継続実施 ■小水力発電キャラバン隊と連携した事業化支援を継続実施 ■自然エネルギーの熱供給・熱利用に係る支援を継続実施 ※長野県グリーンニューディール基金事業は平成28年度で終了
		3 節水と水の再利用 ■下水道処理場における処理水の有効利用 処理水を設備の冷却用水や場内の清掃、散水用水として活用	○各戸への雨水貯留施設の設置促進、下水道処理場における処理水の有効利用促進 ■用途に応じた水質での水利用により水道水を節約	■用途が限られているため、有効利用量は増加していない	■引き続き、現在の有効利用方法を継続 合わせて、修景用水など、新たな水環境の創造に寄与する取組を検討
		4 災害時の地下水の利用 ■災害時に飲料水等を確保することができるような給水体制の整備 長野県地域防災計画では、市町村は避難所に飲料水確保のための井戸の整備、また、住民には、自家用井戸の維持及び確保、県企業局には非常用水源井戸により飲料水の調達を行う等定めている	○災害時に飲料水等を確保することができるような給水体制の整備 ■約3万本のペットボトル飲料水の備蓄を実施	■災害時の飲料水の確保 災害時の飲料水の確保について個人備蓄の啓発を行うとともに、井戸水の確保を含めた多角的な手段が必要	■災害時の飲料水の確保について多角的な手段による確保を推進
		5 水道事業の安定的な経営 ■水道に関する情報提供、県地域防災計画に基づく対応、水道事業者の施設整備支援 ・事業者が自らの事業についての的確な現状把握を行い総合的に分析した上で経営戦略を策定し、計画的な経営に取り組むよう助言 ・水道に関する情報提供を行い、長野県地域防災計画に基づき、管路更新及び施設の安全性確保に関して水道事業者への支援、指導を実施	○水道に関する情報提供、県地域防災計画に基づく対応、水道事業者の施設整備支援 ■経営戦略の策定率 3.8%(平成27年度末) ■基幹管路の耐震化適合率 31%(平成26年度末)	■経営戦略については3事業で策定 ■基幹管路の耐震化適合率は全国(35.8%)より低い	■「長野県水道ビジョン」(平成29年3月策定)により、今後10年間の達成目標を定め取組を推進 〈重点的に取り組む指標及び目標〉 ・平成32年度までに経営戦略策定率 100%(全事業者) ・平成38年度までに基幹管路の耐震化適合率 50%(上水道・用水供給) 県では経営戦略の策定に当たっての助言や研修の実施、基幹管路の耐震化に当たっては国庫補助金等の活用に係る助言を実施

		主な取組	現状(主な成果)	課題・情勢	今後の方向性
第2章 安心安全な水の保全	第1節	1 河川 <b>■「信州のいい川づくり」モデル事業の実施</b> 最新の多自然川づくりの考え方を取り入れ、地域の特色を活かした河川改修を推進する「信州のいい川づくり」モデル事業を「遠山川」、「湯川」、「保福寺川」の3河川で実施するとともに、各河川において研修会を開催  <b>■河川愛護活動への支援</b> 河川環境を保全するため、地域で実施する草刈りや清掃活動などの支援を実施	○地域協働による水生生物及び周辺環境の維持管理、多自然川づくりの推進  <b>■遠山川で実施した自然石を使用した帯工等のモニタリングを実施</b> 河床低下が抑えられたとともに、自然な滞筋が形成され、河川の持つ本来の機能を発揮できるようになった  <b>■河川愛護活動の延べ活動人数は減少傾向</b> 平成24年度 177,445人 → 平成28年度 162,644人  <b>■河川愛護活動の活動団体は増加傾向</b> 平成24年度 909団体 → 平成28年度 936団体	<b>■特になし</b>  <b>■高齢化による活動回数の減少</b> 述べ活動人数の減少の要因として「活動者の高齢化」が考えられる。  <b>■河川愛護活動に参加する団体は増加</b>	<b>■多自然川づくりの取り組み等を推進</b> ・引き続き、河川の持つ自然浄化作用を発揮させるため、多自然川づくりの取組を推進 ・「信州のいい川づくり」モデル事業で実施した内容を検証し、他河川への応用を検討  <b>■河川愛護活動の支援</b> 河川環境を保全するため、河川愛護活動団体が実施する河川環境美化活動を支援する
		2 湖沼 <b>■諏訪湖</b> ・「第6期諏訪湖水質保全計画(H24～28年度)」に基づき、関係機関と連携して、総合的かつ効果的に水質保全対策を推進 ・ヒシの刈り取りは、水質浄化に寄与することから、刈取船を使った効率的な刈り取りを実施  ・諏訪湖の汚濁負荷を軽減するため、統合河川環境整備事業による対策により、全リン、全窒素の削減を図る  <b>■野尻湖</b> ・「第4期野尻湖水質保全計画(H21～25年度)」に基づき、生活系、事業場系などの特定汚染源対策や市街地、農地等の非特定汚染対策を地元市町村、住民、関係団体と協力し推進 ・水草の復元を目指す地域住民、関係団体等の活動を推進	<b>■諏訪湖の水質保全対策の実施</b> 第6期諏訪湖水質保全計画に基づき、下水道や浄化槽など生活排水処理施設の整備を進め、また、汚濁負荷量の8～9割を占める農地、山林、市街地といった非特定汚染源対策として、環境にやさしい農業の推進、間伐、植栽及び道路清掃などを実施  ・沈殿ピット工、水草除去工、植生水路工の実施 それぞれの工法における全リン、全窒素の削減量は現在算定中  <b>■「第5期野尻湖水質保全計画(H26～31年度)」に基づく事業の実施</b>	<b>■ヒシの大量繁茂や湖底の貧酸素といった課題に加え、平成28年7月に発生したワカサギの大量死など、生態系に関する課題が生じている</b> <b>■水質保全のみならず、生態系保全や水辺整備の観点を加えた視点で対策の検討が必要</b>  ・浄化対策として最も有効な手法の検討が課題  <b>■流入する汚濁負荷のうち高い割合を占める非特定汚染源負荷に係る対策の推進が必要</b>	<b>■H29年度に「第7期諏訪湖水質保全計画」を策定するための専門委員会等で、生態系の保全を含めた水質保全対策を検討</b> <b>■上記計画に加え、諏訪湖に關係する計画をとりまとめた「諏訪湖創生ビジョン」を策定する中で方向性を検討</b>  ・引き続き、第7期諏訪湖水質保全計画(H29年度策定予定)に位置付けられた工法による水質浄化対策を実施  <b>■「第5期野尻湖水質保全計画(H26～31年度)」に基づく事業の実施</b>
		3 地下水 <b>■環境にやさしい農業の推進</b> ①農地の保全による地下水のかん養を図るため、農業用水路やため池などの整備を計画的に進め、将来にわたる維持管理体制の構築に努める  ②農業生産活動による水資源や環境への負荷を極力軽減するため、たい肥などの有機質資材を活用した土づくり、土壌診断結果に基づく適正施肥、化学肥料・化学合成農薬の低減を行う営農活動を推進  <b>■地下水汚染の防止対策のため事業場に対する立入検査の実施</b> 有害物質を使用する事業場等に対して立入検査を行い、事業者による対策を推進	<b>■農業用水路やため池の維持管理体制を構築するため、長野県農業水利施設等保全会議を設立</b> 参加団体数 182団体  <b>■環境にやさしい農業技術の導入促進</b> ・技術集(土壌肥料編、IPM実践指標・解説書)を作成し配布 ・毎年、環境にやさしい農業推進研修会を開催 平成25年度～28年度 449人受講 ・環境にやさしい取組事例の収集と生産者及び消費者へのPRの実施  <b>■水質汚濁防止法等の特定事業場に対する立入検査を行い、必要な指導を実施</b> 平成27年度立入検査件数 1,187件(監視率:11.0%)	<b>■長野県農業水利施設等保全会議を設立(平成28年2月)</b> 参加団体 182団体(市町村77、土地改良区103、県、長野県土地改良事業団体連合会)  <b>■環境にやさしい農業技術は、一般的な栽培と比べ、技術の習得、定着等は容易でなく技術習得まで期間が必要</b> ・有機質肥料は、化学肥料に比べ効果の発現がゆるやかで、立地条件により効果も異なり安定しにくい ・生物農薬(微生物農薬、天敵昆虫)は、化学合成農薬に比べ環境条件により効果に差がある ・有機質肥料や生物農薬は、化学肥料、化学合成農薬に比べ、コスト高  <b>■構造基準等に適用していない事業場がある</b>	<b>■長野県農業水利施設等保全会議において、施設の機能保全対策を検討するとともに、維持管理体制を強化</b>  <b>■推進方法の検討</b> 環境にやさしい農業技術の導入を「点」から「面」的に拡大するため、技術の実証、普及および農産物販売促進に取り組む  <b>■水質汚濁防止法等の特定事業場に対する立入検査を実施し、必要な指導を行う</b>

		主な取組	現状(主な成果)	課題・情勢	今後の方向性
第2章 安心安全な水の保全	第2節 水質監視	1 河川、湖沼		○水質測定計画に基づく水質常時監視の実施(河川、湖沼、地下水)	
		<p>■河川 水質常時監視を実施</p> <p>■湖沼 ①環境基準を達成していない湖沼(諏訪湖及び野尻湖を除く)について、汚濁原因の調査等を進めるとともに、県、関係市町村、地域住民が連携し、湖沼の特性に応じた水質保全対策を推進</p> <p>②諏訪湖及び野尻湖 湖沼水質保全計画に基づき、地域住民や関係機関とともに水質浄化に努める</p> <p>■ゴルフ場、最終処分場などが設置されている上流域の水質監視 ゴルフ場における農薬の使用状況等も考慮し、農薬、金属化合物、有機塩素系化合物等について水質測定を実施し水質汚濁の防止を図る</p> <p>■水質汚濁事故の対応及び事故防止の指導・啓発を実施 ・事故発生時は関係地域にある水道事業者へ連絡し、消防・市町村等関係機関と連携して被害拡大の防止に努める ・一般家庭等に対し、市町村・消防署の関係機関とともに灯油の流出事故防止等の指導・啓発に努める</p>	<p>■環境基準達成率は良好な状況 BODの環境基準達成率は90%を超えている(平成11年～)</p> <p>■最近5か年の湖沼のCODの環境基準達成率は、40～50%台で推移</p> <p>■諏訪湖 水質測定結果(平成27年度・年平均) ・COD:4.7mg/L 環境基準:3mg/L ・全窒素:0.82mg/L 環境基準:0.6mg/L ・全りん:0.049mg/L 環境基準:0.05mg/L</p> <p>■野尻湖 水質測定結果(平成27年度・年平均) ・COD:2.2mg/L 環境基準:1mg/L ・全窒素:0.14mg/L 環境基準:設定なし ・全りん:0.006mg/L 環境基準:0.005mg/L</p> <p>■水質保全目標値を超過した地点なし(平成27年度)</p> <p>■水質汚濁事故発生件数は、横ばい傾向(水大気環境課に報告のあったもの) 平成27年度 144件 (うち、油類流出事故の占める割合81.3%)</p>	<p>■特になし</p> <p>■湖沼は汚濁が進行すると水質改善が難しいことが多い ■具体的な改善策の検討が必要</p> <p>■諏訪湖 全りんは環境基準を達成しているものの、COD、全窒素は環境基準未達成</p> <p>■野尻湖 COD、全りんのいずれも環境基準を未達成</p> <p>■特になし</p> <p>■冬季は油類の流出事故が頻発し、水道の取水に影響を与える事案も発生</p>	<p>■水質調査を継続実施</p> <p>■水質調査を継続実施</p> <p>■水質保全計画に基づき、水質調査を継続実施</p> <p>■水質調査を継続実施</p> <p>■事故発生時に関係機関において速やかな連絡を行うとともに、連携した被害拡大防止措置を実施 ■流出事故防止のための指導・啓発の実施</p>
		2 地下水		○ゴルフ場、最終処分場が設置されている上流域の水質監視の実施	
<p>■地下水 ・水質測定計画に基づき、地下水の概況調査及び継続監視調査を実施</p> <p>・汚染が判明した場合は、井戸所有者に飲用指導を行うほか、周辺地区調査を実施し、住民への周知、汚染原因の究明等必要な対策を実施</p>	<p>■水質測定計画に基づき、県内の地下水調査を実施 平成27年度(長野市・松本市を含む) ・概況調査:64井戸(うち、環境基準超過2井戸) ・継続監視調査:168井戸(うち、環境基準超過69井戸)</p> <p>■概況調査等により地下水汚染が判明した際に周辺調査等を実施 汚染井戸周辺地区調査:13井戸(環境基準超過井戸なし)</p>	<p>■環境基準超過井戸については、汚染源不明又は自然由来であるため、有効的な対策をとることができない場合がある</p> <p>■環境基準超過井戸については、汚染源不明又は自然由来であるため、有効的な対策をとることができない場合がある</p>	<p>■水質測定計画に基づき、県内の地下水調査を実施</p> <p>■概況調査等により地下水汚染が判明した際に周辺調査等を実施</p>		
3 水道水源		○地下水の概況調査や継続監視調査の実施、飲用井戸に対する衛生対策の啓発			
<p>■水道水源ダム湖 ①水道水源となっている県管理の14ダム湖の水質調査を実施</p> <p>②必要に応じて水質保全連絡協議会等を設置し、地元住民、地元自治体、関係団体が協力して水質保全に取り組む</p> <p>■飲用井戸 ・飲用井戸設置者に対し、「飲用井戸等衛生対策要領」に基づく定期的な点検や水質検査等の衛生対策をとるよう啓発を図る ・飲用井戸の汚染が判明した場合は、市に必要な助言を行い、飲用井戸設置者に対し必要な措置をとるよう町村と協力して指導</p>	<p>■水質保全目標が設定されている9ダム湖のうち、7ダム湖で目標を未達成 (平成27年度)</p> <p>■特になし</p> <p>■飲用井戸が原因とされる衛生上支障が生じた事案は発生していない</p>	<p>■直近5年間において、半数以上のダム湖で水質保全目標未達成 ■ダム湖下流の水道事業者においても、別途水質調査を実施</p> <p>■特になし</p> <p>■利用状況の把握は行っていない 飲用井戸等については、届出等の制度を設けておらず、利用状況の把握ができていない</p>	<p>■未定</p> <p>■未定</p> <p>■引き続き適正な使用について啓発を実施 ・飲用井戸の設置者に対して、市(市部)及び県(町村部)が「飲用井戸等衛生対策要領」により適正な使用について啓発を実施 ・利用実態の把握に努める</p>		

		主な取組	現状(主な成果)	課題・情勢	今後の方向性
第2章 安心安全な水の保全	水質監視	<b>■水道施設</b> 各水道事業者が自らの水源の置かれている状況やリスクを分析し、安定した取水が可能となる対策を講ずるよう、技術的な相談に応じ、変更認可が必要なときは迅速に取得できるよう支援	<b>■水道施設における水質監視の状況</b> ・給水栓における水質基準の超過率 0.5%(平成27年度) ・クリプトスポリジウム等汚染リスクL4施設の汚染対策率 89%(平成26年度末) ・水安全計画策定率(上水道・用水供給) 6%(平成26年度末)	<b>■水質基準の超過は僅かに発生</b> 毎年わずかではあるものの水質基準の超過があり、原水水質の一時的な悪化に上水が対応できなかった事例がある <b>■クリプトスポリジウム等汚染リスクL(レベル)4施設のうち対策実施済 126施設(平成26年度末)</b> クリプトスポリジウム等汚染リスクL4施設141施設のうち、対策済みの施設は126施設であり、レベル未判断の施設が67施設の状況 <b>■「水安全計画」を策定しているのは3事業</b> 水源での取水から給水栓までの水道水の汚染リスクについて検証した「水安全計画」を定めているのは3事業	<b>■「長野県水道ビジョン」(平成29年3月策定)により、今後10年間の達成目標を定め取り組む</b> <重点的に取り組む指標及び目標> ・平成38年度までに給水栓水における水質基準超過件数0件(全事業者) ・クリプトスポリジウム等汚染リスクL4施設の汚染対策率100%(対象施設) ・水安全計画の策定率100%(上水道・用水供給) 県では浄水施設整備に係る国庫補助金等の活用に係る助言、及び「水安全計画策定ツール」を活用した水安全計画の策定支援を実施
	第3節 1 特定汚染源	<b>■汚水処理</b> 汚水処理人口普及率の向上、施設の統廃合、下水道への接続促進等  <b>■長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想の策定</b> 生活排水施設の整備目標などを盛り込んだ施策を見直し(H28年3月)  <b>■山小屋</b> 平成32年までに山小屋トイレの整備率85%以上を目指し、山域毎の特性に応じた、し尿処理施設整備を促進  <b>■工場等の事業場排水</b> 水質汚濁防止法等の特定事業場に対する立入検査を行い必要な指導を実施  <b>■水生生物の保全に係る排水指導</b> 亜鉛を排出する水質汚濁防止法等の特定事業場に対する立入検査を実施し、必要に応じて排水検査を実施  <b>■水質汚濁防止法の規制対象外事業場への指導</b> 毒物劇物を取り扱う事業場に対し、毒物劇物の管理体制づくりの徹底を指導し、水質汚濁事故の未然防止に努めている  <b>■地下水汚染対策</b> 地下水の概況調査により汚染が判明した場合は、井戸所有者に飲用指導を行うほか、周辺地区調査を実施し、住民への周知、汚染原因の究明等必要な対策を実施 汚染原因が特定された場合は原因者に汚染拡張防止措置の実施等の指導を実施	○工場・事業場対策、生活排水対策及び産業廃棄物の適正処理の推進  <b>■汚水処理人口普及率(整備率)等の上昇</b> ・汚水処理人口普及率(整備率) H23年度 95.9% → H27年度 97.4% ・水洗化率(接続率) H23年度 86.2% → H27年度 89.8%  <b>■処理区の統合</b> 農業集落排水処理区数 H23年度 295 → H27年度 279 (下水道への統合等により減少)  <b>■整備率 平成27年度末 78.8%</b>  <b>■平成27年度立入検査件数 1,187件(監視率:11.0%)</b>  <b>■平成27年度立入検査数 199件</b> 水質検査数:108件 (うち、排水基準超過事業場:1件)  <b>■平成27年度立入検査 1,103施設</b> 毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者、業務上取扱者に対して実施  <b>■水質測定計画に基づき、県内の地下水調査を実施</b> 平成27年度(長野市・松本市を含む) ・概況調査:64井戸(うち、環境基準超過2井戸) ・汚染井戸周辺地区調査:13井戸(環境基準超過井戸なし) ・継続監視調査:168井戸(うち、環境基準超過69井戸)	<b>■整備完了時期を見据えた事業の推進</b> 施設整備が進み汚水処理人口普及率は都道府県の中で6番目に高い中、残りの未普及地域については、整備が完了する時期を見据えて事業を進めることが必要  <b>■事業の効率化</b> 人口減少による有収水量の減、施設の改築更新費の増等、経営環境が厳しさを増す中、処理区の統廃合、汚泥処理の共同化等による事業の効率化が必要  <b>■山小屋トイレのない場所でのし尿処理問題</b> 山小屋トイレがない場所では、依然、し尿処理問題は継続  <b>■立入検査時の排水調査において、排水基準超過をしている事業場がある</b> <b>■構造基準等に適用していない事業場がある</b>  <b>■暫定排水基準が適用される事業場がある(電気めっき等)</b> <b>■排水基準を超過している事業場がある</b>  <b>■毒物劇物を取り扱う事業場による大規模な水質汚濁事故は現在のところ起きていない</b>  <b>■環境基準超過井戸については、汚染源不明又は自然由来であるため、有効的な対策をとることができない場合がある</b>	<b>■生活排水施設整備の着実な推進</b> ・H37年度までに下水道等の集合処理は整備を完了する見込み ・集合処理が適さない中山間地等は浄化槽の整備を促進  <b>■広域連携による事業の効率化の一層の推進</b> ・処理区の統廃合(市町村の枠組みを越えた統廃合も含む。)の推進 ・生活排水事業の広域化・共同化に係る市町村間の協議  <b>■山岳の環境保全の推進</b> ・山岳環境と下流域の水環境保全のため、未改修の山小屋トイレ管理者に改修を積極的に促すなど、改修率の更なる向上に努める ・携帯トイレの普及促進に向けた検討・取組の実施  <b>■水質汚濁防止法等の特定事業場に対する立入検査を実施し、必要な指導を行う</b>  <b>■立入検査を実施するとともに、必要に応じて排水検査を実施</b>  <b>■毒物劇物を取り扱う事業場に対する監視、研修会等を実施し、水質汚濁事故を未然防止を図る</b>  <b>■水質測定計画に基づき、県内の地下水調査を実施</b>

		主な取組	現状(主な成果)	課題・情勢	今後の方向性
第2章 安心安全な水の保全	発生源対策	<p>■養殖事業者 国の内水面養殖管理指針に基づき水産試験場が適正な給餌管理等について、養殖事業者を指導している</p> <p>■ダイオキシン類対策 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく特定施設設置者に対し、排出されるダイオキシン類の自主測定の徹底及び排出基準の遵守のため施設の適正な運転管理について監視・指導を実施 ・一般環境のモニタリング調査及び排出源周辺の環境調査を行い、結果を公表することで事業者による施設の適切な運転管理を促す</p> <p>■家畜排せつ物の利用の促進を図るための長野県計画(H28～H37)の策定 ・平成21年3月に策定した「家畜排せつ物の利用の促進を図るための長野県計画」を変更し、新たに平成37年度を目標とする県計画(H28.3.3農水省に報告)を策定 ・本計画では畜産クラスターの活用や「家畜排せつ物及び臭気対策支援チーム」の組織化等により家畜排せつ物の適正管理及び利用の促進を図り、地域と調和した畜産経営の実現を目指している</p> <p>■産業廃棄物の適正処理 排出事業者や処理業者に対して、計画的・重点的な立入検査を行い、不適正処理に対しては迅速かつ厳正な監視指導を推進</p>	<p>■養殖事業者等への養魚指導件数 平成27年度 438件</p> <p>■監視指導の徹底 立入検査件数 平成23年度 504件(施設数188) →平成27年度 565件(施設数163)</p> <p>■環境基準達成を維持 平成27年度 100%(平成12年度～)</p> <p>■家畜排せつ物処理の施設化率 平成25年度 92.8% → 平成28年度 94.7%</p> <p>■立入検査・文書指示件数 ・立入検査:平成27年度 12,852件 ・文書指示件数 171件</p>	<p>■県内養殖生産量は減少傾向 平成22年度 1876トン→平成27年度 1600トン(マス類、コイ、アユ)</p> <p>■環境基準達成維持のための発生源に対する監視指導の徹底 ■環境基準達成状況の把握のための調査継続</p> <p>■家畜排せつ物処理施設の破損等 堆肥舎の老朽化等の事例が見られる ■堆肥販売の不振 園芸農家等の堆肥利用減少により、堆肥販売の不振な地域が見受けられる</p> <p>■産業廃棄物の排出事業者や処理業者等による不適切な処理が後を絶たない</p>	<p>■引き続き内水面養殖管理指針に基づき養殖事業者を指導 国の内水面養殖管理指針に基づき水産試験場が適正な給餌管理等について、養殖事業者を指導</p> <p>■徹底した監視指導の継続 ■環境基準達成状況の把握のための調査継続</p> <p>■家畜排せつ物処理の施設化率の向上 「家畜排せつ物の利用の促進を図るための長野県計画」における平成37年度施設課率目標95%の達成 ■「家畜排せつ物及び臭気対策支援チーム」による農家巡回 2年に一度を目安として県内全農家の巡回を行い、家畜排せつ物の適正処理を促す</p> <p>■産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する立入検査等により適正処理に関する啓発や監視指導を行う</p>
		2 非特定汚染源	○環境にやさしい農産物認証制度の普及促進、廃棄物の不法投棄対策の推進		
		<p>■農地 ①農業生産活動による水資源や環境への負荷を極力軽減するため、たい肥などの有機質資材を活用した土づくり、土壌診断結果に基づく適正施肥、化学肥料・化学合成農薬の低減を行う営農活動を推進</p> <p>②長野県食と農業農村振興計画に基づき、エコファーマーや信州の環境にやさしい農産物認証制度について、面的拡大を図るため、産地・選果所・直売所等の集団での認定、認証取得を推進</p> <p>③有機農業について、長野県有機農業推進計画に基づき、有機農業アドバイザー制度などによる新たな有機農業を志向する農業者への技術習得の支援、情報交換による実践者の技術の向上支援の他、有機JAS制度の認証取得を啓発</p> <p>■湖沼の汚染源別の汚濁負荷量調査 諏訪湖・野尻湖等の主要な湖沼について汚濁負荷量の状況把握に努め、状況に応じた対策を推進</p> <p>■酸性水対策 松川及び米子川の酸性水について、須崎市や高山村と連携し、須高地区酸性水対策会議の開催や酸性河川における調査研究を実施(毎年度)</p>	<p>■試験場等で開発した環境にやさしい農業技術の導入促進 ・技術集(土壌肥料編、IPM実践指標・解説書)を作成し配布 ・毎年、環境にやさしい農業推進研修会を開催(H28年度:諏訪地区で開催) ・環境にやさしい取組事例の収集と生産者及び消費者へのPRの実施(再掲)</p> <p>■信州の環境にやさしい農産物認証面積 平成23年度 1,594ha → 平成28年度 1,926ha</p> <p>■有機農業推進アドバイザー委嘱 21名</p> <p>■有機農業基礎技術講座の開催 12講座</p> <p>■フレーム調査を毎年度実施し現状を把握しているが、汚濁負荷量の算出は行っていない</p> <p>■酸性河川の状況に大きな変化はなく、健康影響や利水上の支障は生じていない</p>	<p>■環境にやさしい農業技術は、一般的な栽培との比較検証が必要であり、技術の習得、定着等は容易でなく進み難い ・化学肥料よりも、有機質肥料は、効果の発現が条件により異なる ・化学合成農薬よりも生物農薬(微生物農薬、天敵昆虫)は、環境条件で効果が安定しない ・化学肥料、化学合成農薬のほうが、一般的なコストはかからない(再掲)</p> <p>■組織的、面的な拡大が進んでいない 環境に配慮した農業への意識は醸成されてきているが、信州の環境にやさしい農産物認証取得による販売メリットが少ないため、組織的、面的な拡大に繋がっていない</p> <p>■有機農業の取組拡大 県内で有機農業に取組む農業者を拡大するため、技術的な支援のほか、JAS認証取得に向け、制度等に関する情報を提供していく必要</p> <p>■汚濁負荷量の算出には、非特定汚染源にみならず特定汚染源からの負荷量の把握など、各種データが必要となり負担が大きい</p> <p>■河川水質調査や緑化関連事業を除き、各種対策事業は終了</p>	<p>■推進方法の検討 環境にやさしい農業技術現地実証圃の成果や認証取得者の事例、コスト削減技術などを農業者がメリットを感じられるよう研修会等で周知し、取組農家の増加、更なる面的拡大に取り組む。(再掲)</p> <p>■有機農業の取組を推進 今後も、有機農業推進アドバイザー制度や、技術研修会等の開催を行い、有機農業の取組を推進</p> <p>■湖沼計画策定時など必要に応じて汚濁負荷量を算出する</p> <p>■対策会議を必要に応じて開催 ■酸性河川の調査研究は廃止し、河川水質の状況は上流域水質調査により把握</p>

		主な取組	現状(主な成果)	課題・情勢	今後の方向性
第2章 安心安全な水の保全	発生源対策	<b>■廃棄物の不法投棄</b> 夜間監視パトロールの実施、不法投連絡監視員の配置による監視などのほか、市町村職員を県の併任職員として合同で立入を実施	<b>■不法投棄発見件数</b> 平成25年度 4,087件 → 平成27年度 3,514件	<b>■不法投棄発見件数は減少傾向</b>	<b>■夜間パトロール等により、産業廃棄物の不法投棄の防止に引き続き努める</b>
	第4節 水に関する危機管理	1 水に関する危機管理対策 <b>■長野県地域防災計画</b> 市町村及び水道使用者は飲料水汚染の恐れがある場合は、使用者に対し通報を行うよう定めている  <b>■水道水の定期的な調査を実施</b> 検査の結果、国が定める基準を超えるものは、汚染水源の使用禁止、摂取制限など必要な措置を関係市町村又は水道事業者へ指示又は要請し、結果を公表  <b>■温暖化対策として、環境保全研究所が信州・気候変動モニタリングネットワークを構築し、気象観測データを収集(H26.11)</b> 構成団体:研究機関、国、県の51機関	○水道水中の放射性物質の定期検査の実施 ○クリプトスポリジウム等原虫対策の実施、温暖化対策、防災対策等  <b>■水道水の汚染事故等への対応</b> ・県は「飲料水健康危機管理マニュアル」により対応 ・水道事業者は「水道危機管理マニュアル」により対応  <b>■県内9か所において定期的に放射性物質の県独自調査を実施</b> 調査を開始した平成23年3月以降、全ての地点で放射性物質の不検出が続いている  <b>■気象観測データ(気温、降雨量、積雪量など)を県内348地点、最大約100年分収集</b> 平成26年度から開始	<b>■予期せぬ水質汚染事故に対し日ごろから十分な備えが必要</b>  <b>■特になし</b>  <b>■ネットワーク参画機関の拡大</b>	<b>■事故対応に係る情報提供及び研修会を継続的に実施</b> 水道危機管理研修会の開催等  <b>■水道水の定期的な放射性物質の調査を継続</b> 県としての放射性物質の測定に関する方向性を見ながら、当面は引き続き定期的な放射性物質の調査を継続  <b>■気象観測データの収集及びネットワーク参画機関の拡大推進を継続実施</b>
第3章 快適な水環境の保全	第1節 水辺地、水辺空間の保全	1 親水性に優れた水辺づくり <b>■「信州のいい川づくり」モデル事業の実施(再掲)</b> 最新の多自然川づくりの考え方を取り入れ、地域の特色を活かした河川改修を推進する「信州のいい川づくり」モデル事業を「遠山川」、「湯川」、「保福寺川」の3河川で実施するとともに、各河川において研修会を開催  <b>■諏訪湖自然再生</b> 諏訪湖水辺整備マスタープランに基づき、水辺の自然再生事業を実施  <b>■河川愛護活動への支援</b> 水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるとともに、地域で実施する草刈りや清掃活動などの支援を実施  <b>■農村</b> ①農業者と地域住民が一体となった棚田の保全管理活動を支援  ②農業用水路やため池などの整備に当たっては、自然石や木材等の活用により、農村景観の保全や周辺環境との調和に配慮し、水辺空間が果たす役割について、県民の理解を深め、施設管理者や農業者、地域住民が一体となった維持管理活動や景観保全活動を支援	<b>■河川空間の利用増、河川愛護活動の実施</b> ・遠山川では、多自然川づくりを取り入れた河川整備を実施したことで、河川空間の利用が増えるとともに、毎年、住民との協働による河川愛護活動(草刈り、ゴミ拾い等)を実施 ・保福寺川において、近隣の小学校と連携を図った河川改修を実施中  <b>■平成29年度までにBゾーン(水辺の生物豊かな湖畔)の整備が完了予定</b>  <b>■河川愛護活動の延べ活動人数は減少傾向(再掲)</b> 平成24年度 177,445人 → 平成28年度 162,644人  <b>■河川愛護活動の活動団体は増加傾向(再掲)</b> 平成24年度 909団体 → 平成28年度 936団体  <b>■ふるさと農村支援事業により棚田の保全活動を支援</b> 支援地区数 20地区(平成H25年度～27年度累計)  <b>■農村の多面的機能を維持発揮するための活動面積</b> 多面的機能支払事業の活動面積 32,103ha(平成27年度)(再掲)	<b>■地元住民との調整に時間がかかる場合がある</b>  <b>■特になし</b>  <b>■高齢化による活動回数の減少(再掲)</b> 述べ活動人数の減少の要因として「活動者の高齢化」が考えられる  <b>■河川愛護活動に参加する団体は増加(再掲)</b>  <b>■高齢化が進行し、支援団体の世代交代が課題</b> 農業者のみならず保全活動に参加している支援団体においても高齢化が進行  <b>■取組状況は水田地帯に比べて、畑地帯は遅れている</b> ・農地や農業用水路等の保全活動への地域住民参加が広がり、良好に保全されている農地面積は拡大 ・水田地帯に比べて、畑地帯は取組が遅れている(再掲)	<b>■多自然川づくりの取り組み等を推進</b> ・引き続き、親水性に配慮した多自然川づくりの取組を推進 ・「信州のいい川づくり」モデル事業で実施した内容を検証し、他河川への応用を検討(再掲)  <b>■引き続き、残るCゾーン(広々とした湖の風景を満喫する湖畔)の整備を実施</b>  <b>■河川愛護活動の支援</b> 水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるよう努めるとともに、河川愛護活動団体が実施する河川環境美化活動を支援  <b>■景観や伝統、文化など棚田の有する魅力を広く発信し、保全活動に対する支援の機運を醸成</b>  <b>■巡回相談や研修会の開催を通じて事業制度の更なる周知を図り、取組を推進</b> ・取組が遅れている畑地帯の原因を分析 ・推進組織である「長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会」とともに巡回相談や研修会の開催を通じて事業制度の更なる周知を図り、取組を推進(再掲)



		主な取組	現状(主な成果)	課題・情勢	今後の方向性
第3章 快適な水環境の保全	水辺地、水辺空間の保全	<p>2 自然との共生</p> <p>○多自然川づくりの推進、溪流環境に配慮した砂防事業の推進</p> <p>■「信州のいい川づくり」モデル事業の実施(再掲) 最新の多自然川づくりの考え方を取り入れ、地域の特色を活かした河川改修を推進する「信州のいい川づくり」モデル事業を「遠山川」、「湯川」、「保福寺川」の3河川で実施するとともに、各河川において研修会を開催</p> <p>■溪流環境に配慮した砂防事業の推進 ・河水を分断させない砂防施設(スリット堰堤)の設置 ・自然環境に配慮した法面緑化工事を実施</p> <p>■農業用水やため池の整備 長野県農業農村整備環境対策指針に基づき、自然石や木材等の活用により生態系や生息環境に配慮</p> <p>■自然環境の保全 ・湖沼、湿原等を自然環境保全地域として、市街地の周辺における森林や湖沼などを含む良好な自然環境を形成している区域を郷土環境保全地域として保全を図る ・自然公園などの優れた景観を有する地域の保全に努める</p>	<p>○多自然川づくりの推進、溪流環境に配慮した砂防事業の推進</p> <p>■モデル事業河川における現地研修会等の実施 ・遠山川(平成27年1月) ・湯川(平成27年10月) ・保福寺川(平成28年8月) ・保福寺川では「生き物引っ越し大作戦」と称して、工事着手前に地元小学生と川にすむ魚や昆虫の保護・観察を目的とした取組を実施</p> <p>■スリット堰堤の設置箇所数 平成27年度末 228箇所 ■法面緑化工事の実施箇所数 平成27年度末 111箇所</p> <p>■生態系や景観に配慮した農業用水路やため池の整備状況 (平成25年度～27年度) ・農業用水路 2.1km ・ため池 1箇所</p> <p>■4県立自然公園において、点検・検討事業を実施</p>	<p>■工事発注における各種基準等 数値基準、図面への記載方法、積算方法や費用の増大、出来形検査基準などの統一的な考え方の整理が困難</p> <p>■土石流対策の面でもスリット構造を有する砂防堰堤が原則 流木対策の指針の改定 ■環境への配慮として、法面緑化工事を積極的に実施</p> <p>■生態系や景観に配慮した農業用水路やため池の改修</p> <p>■県立自然公園の低い認知度が低い 県立自然公園の認知度は他の自然公園よりも低く、地域住民が県立自然公園の管理に参加できていない状況 国立公園:87.5%、 国定公園:75.7% 県立自然公園:47.3%</p>	<p>■多自然川づくりの取り組み等を推進 ・引き続き、豊かな生物多様性に配慮した多自然川づくりの取組を推進 ・「信州のいい川づくり」モデル事業で実施した内容を検証し、他河川への応用を検討(再掲)</p> <p>■スリット堰堤の設置および法面緑化工事の実施を引き続き推進</p> <p>■生態系や景観に配慮した農業用水路やため池の改修を引き続き実施</p> <p>■協働型管理運営体制の構築 ・地域が公園のあり方を考える仕組みとして機能する「県立自然公園地域会議」を順次設置し、関係者が協力して公園を管理する「協働型管理運営体制」を構築 ・国が主導する国立公園の協働型管理運営体制への参画</p>
	水辺地における生態系の保全	<p>第2節 1 豊かな生物多様性の確保</p> <p>○外来種対策、生態系に配慮した河川改修、地域の固有種への配慮</p> <p>■「信州のいい川づくり」モデル事業の実施(再掲) 最新の多自然川づくりの考え方を取り入れ、地域の特色を活かした河川改修を推進する「信州のいい川づくり」モデル事業を「遠山川」、「湯川」、「保福寺川」の3河川で実施するとともに、各河川において研修会を開催</p> <p>■外来種対策 ①規則やマナーの啓発を行い、野尻湖を除きブラックバスやブルーギルの再放流を禁止する内水面漁場管理委員会指示を出すとともに、カワウやミンクも含め漁業協同組合等が行う駆除に対して助成 ②水産試験場において、外来魚駆除技術の開発に取り組んでいる</p> <p>③生態系の攪乱、遺伝子汚染、感染症、農林業被害などのおそれがあるため、外来生物被害予防三原則(①外来生物を持ち込まない②野外に放たない③すでに野外で生育しているものについてはこれ以上拡げない)について普及啓発を推進</p> <p>④アレチウリやオオカワヂシャについて、駆除指導者研修会を開催し駆除の推進啓発を推進</p> <p>■地域の固有種への配慮 同一の種であっても遺伝的に異なる個体への配慮が必要であることの普及啓発を推進</p>	<p>○外来種対策、生態系に配慮した河川改修、地域の固有種への配慮</p> <p>■モデル事業河川における現地研修会等の実施(再掲) ・遠山川(平成27年1月) ・湯川(平成27年10月) ・保福寺川(平成28年8月) ・保福寺川では「生き物引っ越し大作戦」と称して、工事着手前に地元小学生と川にすむ魚や昆虫の保護・観察を目的とした取組を実施</p> <p>■外来魚等食害防止対策事業 事業実施箇所数 平成28年度 9か所 ■水産試験場による技術開発</p> <p>■外来生物を拡大させないためのパンフレットを作成し、研修会等で配布</p> <p>・ボランティア等による駆除活動の参加者数は徐々に増加し、毎年の作業として定着している地域もある</p> <p>■「生物多様性」の認識状況 平成27年度 27.8%</p>	<p>■工事発注における各種基準等(再掲) 数値基準、図面への記載方法、積算方法や費用の増大、出来形検査基準などの統一的な考え方の整理が困難</p> <p>■ブラックバス類は湖沼のみならず河川への分布域の拡大が懸念</p> <p>■地域の外来生物駆除活動が疲弊 ■効果的な外来生物対策が確認されていない 地域はアレチウリなどの外来生物の駆除に取り組んでいるが、生息・生育状況の実態が把握できていないほか、効果的な駆除方法が確立されていないため、対応に苦慮</p> <p>・駆除に対する普及啓発の推進</p> <p>■低調な認識状況 平成27年度実施の県政モニターアンケートで、「生物多様性」の意味を「知っている」との回答が27.8%となり、平成22年度(前回)比で11.1ポイント増となったが、依然低い状況</p>	<p>■多自然川づくりの取り組み等を推進(再掲) ・引き続き、豊かな生物多様性に配慮した多自然川づくりの取組を推進 ・「信州のいい川づくり」モデル事業で実施した内容を検証し、他河川への応用を検討</p> <p>■駆除などによる食害防止及び違法放流防止、効果的な駆除技術の開発 ・引き続きブラックバスやブルーギル等の外来魚やミンクによる漁業被害や生態系攪乱を防ぐため、駆除などによる食害防止及び違法放流防止を図る ・ブラックバス等の効果的な駆除技術の開発を行う</p> <p>■外来生物の戦略的対策 外来生物の効果的な駆除技術の開発や実態把握など、戦略的に外来生物対策を展開していく必要</p> <p>・駆除指導者研修会を開催するなど、地域の環境保全活動を引き続き支援 ・6月をアレチウリ駆除強化月間(平成28年度～)として今後も設定し、駆除の早期対応について普及啓発を実施</p> <p>■生物多様性の普及啓発 県民参加の様々なイベントなどを通じ、生物多様性のPRの機会をさらに増加し、認識率の向上に努める</p>

		主な取組	現状(主な成果)	課題・情勢	今後の方向性
第3章 快適な水環境の保全	水辺地における生態系の保全	<p>■水産資源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合への漁業権管理指導を通じ、水産資源の保護や増殖を実施</li> <li>・アユ、ヤマトイワナ等の民間で生産が難しい魚種について、水産試験場が放流種苗の供給を実施</li> <li>・アユの新疾病エドワジエラ・イクトルリ感染症及び冷水病について、放流種苗の保菌検査を行い無病種苗の放流を推進するとともに、発生状況等を調査</li> <li>・諏訪湖においてワカサギ生息数の推定するため、魚群探知機等による調査を実施</li> <li>・県ではブラックバス、カワウ、ミンクによる漁業被害を防止するため漁業協同組合等が行う駆除等に対して支援(再掲)</li> </ul> <p>■希少な野生動物の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県希少野生動植物保護条例に基づき80種の希少種を指定</li> <li>・生物多様性を社会全体で守る取組の推進 企業や都市部の参画により、生物多様性を社会全体で支える仕組みとして「人と生きもの パートナーシップ推進事業」を開始</li> <li>・長野県レッドリストの改訂を行い、絶滅危惧種の保全のための普及啓発を実施し、長野県希少野生動植物保護条例の指定種の見直しを実施</li> </ul>	<p>■漁業法に基づく漁協権の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年1月1日 県内30漁協</li> </ul> <p>■内水面漁場管理委員会開催(年3回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審議内容:漁協の遊漁規則の改正や水産資源の保護に関する事項</li> </ul> <p>■水産試験場による放流用種苗生産・供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度 アユ種苗 稚魚650万尾、ウグイ稚魚32万尾、ヤマトイワナ 稚魚3万尾</li> </ul> <p>■水産試験場によるアユ放流種苗の保菌検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度 エドワジエラ・イクトルリ感染症 検査ロット数18(すべて陰性)</li> <li>・平成28年度 冷水病 検査ロット数 24(すべて陰性)</li> </ul> <p>■水産試験場諏訪支場による諏訪湖のワカサギ生息量調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年6月頃から12月までの間、毎月1回程度魚群探知機による調査を実施</li> </ul> <p>■外来魚等食害防止対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度事業実施箇所数 外来魚駆除:9か所(再掲)、カワウ駆除・追い払い:6か所、ミンク駆除:2か所</li> </ul> <p>■指定種の見直しと保護回復事業計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定希少野生動植物のうち14種について保護回復事業計画を策定(平成28年度)</li> </ul> <p>■生物多様性パートナーシップ協定締結数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度 0協定 → 平成27年度 9協定</li> </ul> <p>■レッドリストの改訂により節減危惧種が259種増加したことが判明</p>	<p>■外来魚、カワウ等魚食性鳥類等による食害による水産資源の減少</p> <p>■希少種対策は限定的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護対策を実施している希少種は一部にとどまる</li> </ul> <p>■企業要望と保全活動のミスマッチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業として生物多様性保全活動への支援の意向があっても、企業が支援したい保全活動が見つからず、不調となることもある</li> </ul> <p>■希少種の生息・生育環境は、年々悪化</p>	<p>■長野県漁業振興計画に基づき、水産資源の増殖についての取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川湖沼における有用魚介類の増殖</li> <li>・外来魚・魚食性鳥類等による漁業被害防止対策</li> </ul> <p>■監視活動の強化・普及啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>希少野生動植物保護監視員による監視を強化するとともに、普及啓発をさらに推進</li> </ul> <p>■参画する企業支援のさらなる拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性保全活動に対する企業支援の輪は徐々に広がっており、さらなる支援の輪を拡大するため、企業の理解を得られる支援のメニューを増やすなどの取組を推進する必要</li> </ul> <p>■普及啓発と指定種の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さらなる普及啓発と、保護の必要な種として条例指定種の見直しを実施</li> </ul>
	第3節	1 学習機会の充実	<p>○水生生物の観察、下流の住民等による水源地の見学、森林(もり)の里親促進事業</p> <p>■河川水辺の国勢調査の実施(H24年度 1か所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県では、河川水辺の国勢調査を実施し、水生生物の把握と基礎資料の蓄積に努めている</li> </ul> <p>■せせらぎサイエンス事業(水生生物の観察)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>せせらぎサイエンスの指導者講習会を実施し普及に努める</li> </ul> <p>■環境学習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領に基づき、各教科・総合的な学習の時間等を通じた、環境保全にかかわる学習活動の展開</li> </ul> <p>■こどもエコクラブ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもたちの水環境に対する意識を高めるため、事業等を通じ環境教育を推進</li> </ul>	<p>■国勢調査の調査実績(箇所数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度 4、平成21年度 1、平成24年度 1 平成29年度 1(予定)</li> </ul> <p>■せせらぎサイエンス事業実施状況は横ばい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度 22団体 → 平成27年度 20団体</li> </ul> <p>■水環境にかかわる学習内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領に基づき、教科等において、水環境にかかわった学習が実施されている。(学習内容例)・小学4年社会「水はどこから」・小学5年理科「流れる水のはたらき」・中学社会「世界からみた日本の自然環境」・中学2年理科「水の循環」</li> </ul> <p>■水環境保全等の活動状況(取組を行う学校の割合)</p> <p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、湖沼の浄化21.1%(H24)→17.1%(H28)</li> <li>・森林等の育成40.3%(H24)→45.7%(H28)</li> <li>・節水、節電等89.5%(H24)→94.5%(H28)</li> </ul> <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、湖沼の浄化16.4%(H24)→19.4%(H28)</li> <li>・森林等の育成23.5%(H24)→23.7%(H28)</li> <li>・節水、節電等82.8%(H24)→95.2%(H28)</li> </ul> <p>■クラブ数等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度 119クラブ、4,700人 → 平成28年度 35クラブ、1,675人</li> </ul>	<p>■事業に対する活用実績が少ない</p> <p>■せせらぎサイエンス事業実施団体の掘り起こし</p> <p>■「探究的な学び」の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水環境にかかわる学習の機会が保障されており、体験的に学ぶ水環境保全等の活動が展開されており、特に、節水等の子どもにとって身近な取組については、近年95%を超える実施状況</li> <li>・学力の向上や資質・能力の育成に向け、現在、「総合的な学習の時間」の重要性が高まるなか、水環境保全の学習活動も探究的な学びを実現する題材の一つとして期待できる</li> </ul> <p>■クラブ数の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少子化によるものと推測されるが、クラブ数は減少傾向</li> </ul>

		主な取組	現状(主な成果)	課題・情勢	今後の方向性
第3章 快適な水環境の保全	環境教育、環境学習の推進	<p>■自然観察インストラクター 県民によるボランティアに加え、NPO法人等県内で自然解説を行う団体との協働・関係を一層推進し、地域の特性や解説依頼者の多様なニーズに合わせた自然解説を可能とし、県民に身近な自然環境に対する理解を深めてもらうとともに保全意識の高揚を図る</p> <p>■森林づくり県民税を利用した森林(もり)の里親促進事業 企業等の地域への支援を受け、社員等が参加する森林づくりの機会を創出</p> <p>■みどりの少年団活動 森林や自然に関する体験学習を通じて、団員相互の交流を深めるとともに緑や森林の重要性を理解する</p> <p>■水源地の見学 下流の住民が上流の水源地を見学することで、都会の水がめである長野県の水環境の重要性に対する理解を深める</p>	<p>■自然観察インストラクター登録者数は増加傾向 平成23年度 287人 → 平成27年度 316人</p> <p>■森林(もり)の里親契約予定 127件(平成28年度末時点) 平成25～28年度 40件</p> <p>■県内各小中学校ごとに結成し活動 平成28年度 175団</p> <p>■上下流交流活動の実施 木曾川では「水源の森」森林整備協定の締結を契機に、上下流住民の交流を展開(木曾広域連合の上下流交流事業:体験ツアー、イベントや集会の開催等)</p>	<p>■登録者による自然解説のバラつきと高齢化 ・活動実績に差があるとともに、研修も実施していないため、自然観察インストラクターの育成ができていない ・登録者の高齢化(約7割以上が60代)</p> <p>■件数は減少傾向 企業等の森林整備への参加意欲はある</p> <p>■団数は微増傾向 概ね、毎年新規結成があるものの、学校の統廃合の影響による減少もあり、合計では微増の状況</p> <p>■交流活動により水源地域への関心の高まり 様々な交流を通じ、水資源として水源地域への関心が高まり、人・物の交流が広がりつつある</p>	<p>■自然観察インストラクターのスキルアップ 自然観察インストラクターのスキルアップのため、研修会を開催するなど資質向上の取組を実施し、引き続き県民に身近な自然環境に対する理解を深めてもらう</p> <p>■引き続き企業等の参画を図る</p> <p>■みどりの少年団活動の推進 引き続き、緑や森林の重要性に対する理解を深めるためのみどりの少年団活動を推進</p> <p>■交流人口の拡大に向け積極的な展開を図る 交流活動を通じ、水源地域の重要性を啓発し、交流人口の拡大を図るとともに、上下流交流の枠にとらわれず、大都市圏との交流人口の拡大についても積極的に展開を図る</p>
	第4節	1 住民やNPO等地域活動主体との協働と情報の共有等	<p>○地域住民の意見を反映した河川・砂防事業、河川美化活動、環境評価制度の運用</p> <p>■諏訪湖 アダプトプログラム等による地域主導の実践的な環境美化活動を支援</p> <p>■野尻湖 地域住民等による清掃活動や水草の復元などの水辺環境保全活動を支援</p> <p>■河川整備計画の策定 ・平成25年度～29年度の計画期間内で、諏訪圏域の第3回変更、北信圏域の整備計画を策定 ・長野圏域は平成29年度策定見込み</p> <p>■河川愛護活動への支援 地域を流れる川に親しんでもらうため、地域で実施する草刈りや清掃活動などの支援を実施</p> <p>■砂防 事業計画を策定する際、住民説明会により事業の内容や必要性について説明するとともに、意見や意向の把握に努める</p> <p>■農地整備 ・農業用水路やため池の整備に当たっては、地元市町村などの関係機関と連携し、住民説明会等の実施により、事業内容や必要性等について、わかりやすく説明するとともに、意見や意向の把握に努める ・施設管理者や農業者、地域住民の理解を得ながら自然石や木材等の素材を用いた工法の採用に努める</p>	<p>■「第6期諏訪湖水質保全計画(H24～28年度)」に基づく事業の実施 ・活動実績(平成28年度) 58団体 4,239人 延べ228回実施 ・活動状況は毎年同規模で推移</p> <p>■「第5期野尻湖水質保全計画(H26～31年度)」に基づく事業の実施</p> <p>■計画策定時に住民説明会等を実施、意向を把握 計画策定の際は、住民説明会等により、地域住民や地元市町村等に対して、事業の内容や必要性、改修計画等について説明するとともに、意見や意向の把握に努めている</p> <p>■河川愛護活動の延べ活動人数は減少傾向(再掲) 平成24年度 177,445人 → 平成28年度 162,644人</p> <p>■河川愛護活動の活動団体は増加傾向(再掲) 平成24年度 909団体 → 平成28年度 936団体</p> <p>■住民説明会での意見等を事業へ反映 事業計画の策定の際は必ず住民説明会を開催し、地域住民等に対して合意形成を図り、意見や意向を事業へ反映</p> <p>■生態系や景観に配慮した農業用水路やため池の整備状況 (平成25年度～27年度) ・農業用水路 2.1km ・ため池 1箇所(再掲)</p>	<p>■特になし</p> <p>■特になし</p> <p>■計画策定時の意見聴衆等を実施し、計画に反映 計画策定時には、地元説明会・公聴会を実施するとともに、学識経験者からの意見聴取、関係市町村長の意向を把握し、計画の反映に努めている</p> <p>■高齢化による活動回数の減少(再掲) 述べ活動人数の減少の要因として「活動者の高齢化」が考えられる</p> <p>■河川愛護活動に参加する団体は増加(再掲)</p> <p>■事業予定期間の超過 地権者の把握や合意形成に時間を要する場合があります、事業の予定期間を超過するケースがある</p> <p>■生態系や景観に配慮した農業用水路やため池の改修(再掲)</p>

		主な取組	現状(主な成果)	課題・情勢	今後の方向性	
第3章 快適な水環境の保全	快適な水辺環境の維持	<p>■環境影響評価制度等の適切な運用</p> <p>環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に対して、環境影響評価制度等の適切な運用により環境への負荷低減を図る</p>	<p>■計画段階環境配慮書手続の導入等を新たに実施(長野県環境影響評価条例 平成27年10月改正)</p> <p>メガソーラーなど従来想定していなかった大規模開発事業への対応や、事業の検討段階から環境配慮を行う計画段階環境配慮書手続の導入等を新たに実施</p> <p>■法及び条例に基づく手続実施数は大幅に増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法対象事業数 1件(H23) → 5件(H28)</li> <li>・条例対象事業数 6件(H23) → 14件(H28)</li> </ul> <p>■公共事業等環境配慮制度の実施数は着実に増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施事業数 17件(H23) → 52件(H28)</li> </ul>	<p>■小規模事業所に対する影響評価制度の仕組みが必要</p> <p>CSRなど企業活動における環境配慮が重視される中で、規模の小さな開発事業においても事前に環境への影響を評価し、住民等の意見を聴きながら、事業計画に反映していく仕組みが必要</p>	<p>■規模の小さな事業における簡易なアセス制度(ミアセス、スモールアセス)の検討</p>	
		2 情報発信	○ポスター・標語コンクールによる周知、水の週間・河川愛護月間における広報活動			
	第5節 地域の水文化の継承	1 地域の水文化の継承	<p>■ポスター・標語コンクールによる周知、水の週間・河川愛護月間における広報活動</p> <p>①水の週間(8月)</p> <p>ポスターを掲示し水環境保全に対する意識の高揚を高める</p> <p>②河川愛護月間(7月)</p> <p>ポスターを掲示し河川愛護意識の高揚など啓発活動の実施</p> <p>③環境月間やポスター・標語コンクールなどの啓発活動を展開</p>	<p>○水にかかわる伝統行事の情報発信、信州の名水・秘水</p> <p>■水にかかわる伝統行事の情報発信</p> <p>水にかかわる伝統行事や地域の人々と結びついている水文化を保存し、継承していくため、保存に対する取組を支援するとともに、情報発信を推進</p>	<p>○水にかかわる伝統行事の情報発信、信州の名水・秘水</p> <p>■指定等文化財をホームページで紹介</p> <p>水にかかわる伝統行事等</p>	<p>○「水の日」の周知</p> <p>・「水の日」の周知</p> <p>・特になし</p> <p>・特になし</p>
<p>■民族文化財に係る後継者不足</p> <p>伝統行事を含む民俗文化財全般が後継者の問題を抱えている</p>			<p>■情報発信を継続実施</p> <p>保存・継承のための取り組みを支援するとともに、引き続きホームページ等で情報発信を実施</p>			